

43—01 P U D T

取下書の採否の権限

取下書の差出しがあったとき、その採否を決定する権限は合議体としての審判官にある。

合議体が指定された以上、その事件の最終まで審理を尽すべきものであるから、事件の審理を打ち切るか続行するかを決定する基礎となる取下書の差出しがあった場合は、合議体が、その採否を決定する。

(裁判例)

「上告人が原抗告審判手続において、被上告人が第1審で本件無効審判の請求を取下げたにも拘らず第1審が登録の有効無効について審決したのは違法だという主張をしたことは記録上明らかである。取下げの有無の如きは、原審としては、当事者の主張がなくとも進んで、調査すべき事項であるが、当事者からかような主張があった以上は、先ずこの点について判示すべきであることは今さらいうまでもないことである。」(東高判昭23.5.28(昭22(オ)11号))

(改訂H27.2)